

平成30年度 只見町水道水水質検査計画

(単位:検体)

採水年月日				浄水					原水				保菌検査
年	月	日	曜	51項目					原水 39項目	大腸菌(定性)	嫌気性芽胞菌	クリプトスポリジウム・ジアルジア	
				49項目			カビ臭2目	亜硝酸態窒素					
				定期 9項目	消毒副生成物 12項目	検査回数 の減・省略 可能28項目							
30	4	10	火	8	8			8		8	8	2	
	5	1	火	8						2	2		
	6	5	火	8						2	2		3
	7	3	火	8	8	8	8		8	※8	8	2	
	8	7	火	8						2	2		
	9	4	火	8						2	2		
	10	2	火	8	8			8		8	8	2	
	11	6	火	8						2	2		
	12	4	火	8						2	2		3
31	1	8	火	8	8			8		8	8	2	
	2	5	火	8						2	2		
	3	5	火	8						2	2		
合計検体数				96	32	8	8	24	8	40	48	8	6

※都合により変更する場合は、事前に連絡いたします。

※7月の原水の大腸菌(定性)検査は、原水39項目検査にて実施致します。

【採水箇所別採水頻度】

採水箇所	浄水					原水			
	51項目					原水 39項目	大腸菌(定性)	嫌気性芽胞菌	クリプトスポリジウム・ジアルジア
	49項目			カビ臭 2項目	亜硝酸態窒素				
	定期 9項目	消毒副生成物 12項目	検査回数 の減・省略 可能28項目						
只見地区	年12回	年4回	年1回	年1回	年3回	年1回	年3回	年4回	
黒谷地区	年12回	年4回	年1回	年1回	年3回	年1回	年3回	年4回	年4回
熊亀地区	年12回	年4回	年1回	年1回	年3回	年1回	年11回	年12回	年4回
小林地区	年12回	年4回	年1回	年1回	年3回	年1回	年3回	年4回	
塩沢地区	年12回	年4回	年1回	年1回	年3回	年1回	年11回	年12回	年4回
寄岩地区	年12回	年4回	年1回	年1回	年3回	年1回	年3回	年4回	
不動堂地区	年12回	年4回	年1回	年1回	年3回	年1回	年3回	年4回	
叶津地区	年12回	年4回	年1回	年1回	年3回	年1回	年3回	年4回	
合計検体数	96	32	8	8	24	8	40	48	8

平成30年度 只見町水道水水質検査日程及び採水場所

採水月日		29									30		
		4月 11日	5月 9日	6月 6日	7月 4日	8月 1日	9月 5日	10月 3日	11月 7日	12月 5日	1月 9日	2月 6日	3月 6日
只見統合簡易水道	只見地区	○△Φ	○	○	◎	○	○	○△Φ	○	○	○△Φ	○	○
	(原水レベル2地下水)	☆☆			◆★			☆☆			☆☆		
	黒谷地区	○△Φ	○	○	◎	○	○	○△Φ	○	○	○△Φ	○	○
	(原水レベル2地下水)	☆☆			◆★			☆☆			☆☆		
	熊亀地区	○△Φ	○	○	◎	○	○	○△Φ	○	○	○△Φ	○	○
	(原水レベル3地下水)	☆☆#	☆☆	☆☆	◆★#	☆☆	☆☆	☆☆#	☆☆	☆☆	☆☆#	☆☆	☆☆
	小林地区	○△Φ	○	○	◎	○	○	○△Φ	○	○	○△Φ	○	○
	(原水レベル2地下水)	☆☆			◆★			☆☆			☆☆		
	塩沢地区	○△Φ	○	○	◎	○	○	○△Φ	○	○	○△Φ	○	○
	(原水レベル3湧水)	☆☆#	☆☆	☆☆	◆★#	☆☆	☆☆	☆☆#	☆☆	☆☆	☆☆#	☆☆	☆☆
	寄岩地区	○△Φ	○	○	◎	○	○	○△Φ	○	○	○△Φ	○	○
	(原水レベル2地下水)	☆☆			☆☆			☆☆			☆☆		
	不動堂地区	○△Φ	○	○	◎	○	○	○△Φ	○	○	○△Φ	○	○
	(原水レベル2地下水)	☆☆			☆☆			☆☆			☆☆		
叶津地区	○△Φ	○	○	◎	○	○	○△Φ	○	○	○△Φ	○	○	
(原水レベル2地下水)	☆☆			◆★			☆☆			☆☆			

※4月・7月採水状況撮影有り

凡 例	
◎	浄水51目
○	定期9項目
△	消毒副生成物12項目
Φ	亜硝酸態窒素
◆	原水39項目
☆	大腸菌(定性)
★	嫌気性芽胞菌
#	クリプトスポリジウム・ジアルジア

平成30年度 只見地区(浄水・原水)水道水水質検査計画

水質検査表(1) 水質基準

No. 1

番号	項目	基準値 (mg/L)	浄水													原水 7月	設定理由等			
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月						
1	一般細菌	100個/ml	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。	
2	大腸菌	不検出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。	
3	カドミウム及びその化合物	0.003				○													◆過去3年のデータに基づき年1回とする。	
4	水銀及びその化合物	0.0005				○													◆過去3年のデータに基づき年1回とする。	
5	セレン及びその化合物	0.01				○													◆過去3年のデータに基づき年1回とする。	
6	鉛及びその化合物	0.01				○													◆過去3年のデータに基づき年1回とする。	
7	ヒ素及びその化合物	0.01				○													◆過去3年のデータに基づき年1回とする。	
8	六価クロム化合物	0.05				○													◆過去3年のデータに基づき年1回とする。	
9	亜硝酸態窒素	0.04	○			○				○					○				★安全確認のため	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	○			○				○					○				●法令に基づく頻度	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10				○													●法令に基づく頻度	
12	フッ素及びその化合物	0.8				○													●法令に基づく頻度	
13	ホウ素及びその化合物	1				○													●法令に基づく頻度	
14	四塩化炭素	0.002				○													●法令に基づく頻度	
15	1,4-ジオキサン	0.05				○													●法令に基づく頻度	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04				○													●法令に基づく頻度	
17	ジクロロメタン	0.02				○													●法令に基づく頻度	
18	テトラクロロエチレン	0.01				○													●法令に基づく頻度	
19	トリクロロエチレン	0.01				○													●法令に基づく頻度	
20	ベンゼン	0.01				○													●法令に基づく頻度	
21	塩素酸	0.6	○			○				○					○				●法令に基づく頻度	
22	クロロ酢酸	0.02	○			○				○					○				●法令に基づく頻度	
23	クロロホルム	0.06	○			○				○					○				●法令に基づく頻度	
24	ジクロロ酢酸	0.03	○			○				○					○				●法令に基づく頻度	
25	ジブロモクロロメタン	0.1	○			○				○					○				●法令に基づく頻度	
26	臭素酸	0.01	○			○				○					○				●法令に基づく頻度	
27	総トリハロメタン	0.1	○			○				○					○				●法令に基づく頻度	
28	トリクロロ酢酸	0.03	○			○				○					○				●法令に基づく頻度	
29	ブロモジクロロメタン	0.03	○			○				○					○				●法令に基づく頻度	
30	ブロモホルム	0.09	○			○				○					○				●法令に基づく頻度	
31	ホルムアルデヒド	0.08	○			○				○					○				●法令に基づく頻度	
32	亜鉛及びその化合物	1				○													●法令に基づく頻度	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2				○													●法令に基づく頻度	
34	鉄及びその化合物	0.3				○													●法令に基づく頻度	
35	銅及びその化合物	1				○													●法令に基づく頻度	
36	ナトリウム及びその化合物	200				○													●法令に基づく頻度	
37	マンガン及びその化合物	0.05				○													●法令に基づく頻度	
38	塩化物イオン	200	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300				○													◆過去3年のデータに基づき年1回とする。	
40	蒸発残留物	500				○													◆過去3年のデータに基づき年1回とする。	
41	陰イオン界面活性剤	0.2				○													加臭を産出する藻類の発生する時期に年1回検査します。	
42	ジェオスミン	0.00001				○													◆過去3年のデータに基づき年1回とする。	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001				○													◆過去3年のデータに基づき年1回とする。	
44	非イオン界面活性剤	0.02				○													◆過去3年のデータに基づき年1回とする。	
45	フェノール類	0.005				○													◆過去3年のデータに基づき年1回とする。	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	
47	pH値	5.8-8.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●法令に基づく頻度
48	味	異常でない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●法令に基づく頻度
49	臭気	異常でない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●法令に基づく頻度
50	色度	5度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●法令に基づく頻度
51	濁度	2度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●法令に基づく頻度

※ 網掛けは水道法に基づき、水質検査を省略できない項目です。  
 ※   は年4回以上  
 ※   は月1回以上

水質検査表(2) 1日1回行う水質検査

項目No.	1日1回行う検査項目	評価
1	色	異常なし
2	濁り	異常なし
3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/L以上

※水道におけるクリプトスピリジウム等対策指針に基づく原水検査

項目	基準	検査頻度
大腸菌(定性)	不検出	4月・7月・10月・1月
嫌気性芽胞菌	不検出	4月・7月・10月・1月
クリプトスピリジウム・ジアルジア	不検出	—

※指標菌のいずれかが検出した場合は、その度確認する。  
 ※7月の大腸菌(定性)検査は原水39項目検査で実施する。

平成30年度 黒谷地区(浄水・原水)水道水水質検査計画

水質検査表(1) 水質基準

No.2

番号	項目	基準値 (mg/L)	浄水												原水 7月	設定理由等		
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
1	一般細菌	100個/ml	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
2	大腸菌	不検出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3	カドミウム及びその化合物	0.003				○											○	◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
4	水銀及びその化合物	0.0005				○											○	
5	セレン及びその化合物	0.01				○											○	
6	鉛及びその化合物	0.01				○											○	
7	ヒ素及びその化合物	0.01				○											○	
8	六価クロム化合物	0.05				○											○	
9	亜硝酸態窒素	0.04	○			○			○					○			○	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	○			○			○					○			○	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10				○											○	◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
12	フッ素及びその化合物	0.8				○											○	
13	ホウ素及びその化合物	1				○											○	
14	四塩化炭素	0.002				○											○	
15	1,4-ジオキサン	0.05				○											○	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04				○											○	
17	ジクロロメタン	0.02				○											○	
18	テトラクロロエチレン	0.01				○											○	
19	トリクロロエチレン	0.01				○											○	
20	ベンゼン	0.01				○											○	
21	塩素酸	0.6	○			○			○					○			●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。	
22	クロロ酢酸	0.02	○			○			○					○				
23	クロロホルム	0.06	○			○			○					○				
24	ジクロロ酢酸	0.03	○			○			○					○				
25	ジブロモクロロメタン	0.1	○			○			○					○				
26	臭素酸	0.01	○			○			○					○				
27	総トリハロメタン	0.1	○			○			○					○				
28	トリクロロ酢酸	0.03	○			○			○					○				
29	ブロモジクロロメタン	0.03	○			○			○					○				
30	ブロモホルム	0.09	○			○			○					○				
31	ホルムアルデヒド	0.08	○			○			○					○				
32	亜鉛及びその化合物	1				○												◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
33	アルミニウム及びその化合物	0.2				○												
34	鉄及びその化合物	0.3				○												
35	銅及びその化合物	1				○												
36	ナトリウム及びその化合物	200				○												
37	マンガン及びその化合物	0.05				○												
38	塩化物イオン	200	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300				○												
40	蒸発残留物	500				○											○	
41	陰イオン界面活性剤	0.2				○											○	
42	ジェオスミン	0.00001				○											○	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001				○											○	
44	非イオン界面活性剤	0.02				○											○	
45	フェノール類	0.005				○											○	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
47	pH値	5.8-8.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
48	味	異常でない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
49	臭気	異常でない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
50	色度	5度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
51	濁度	2度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

※ 網掛けは水道法に基づき、水質検査を省略できない項目です。  
 ※   は年4回以上  
 ※   は月1回以上

水質検査表(2) 1日1回行う水質検査

項目No.	1日1回行う検査項目	評価
1	色	異常なし
2	濁り	異常なし
3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/L以上

※水道におけるクリプトスピリジウム等対策指針に基づく原水検査

項目	基準	検査頻度
大腸菌(定性)	不検出	4月・7月・10月・1月
嫌気性芽胞菌	不検出	4月・7月・10月・1月
クリプトスピリジウム・シアルジア	不検出	-

※指標菌のいずれかが検出した場合は、その度確認する。  
 ※7月の大腸菌(定性)検査は原水39項目検査で実施する。

平成30年度 熊亀地区(浄水・原水)水道水水質検査計画

No.3

水質検査表(1) 水質基準

番号	項目	基準値 (mg/L)	浄水												原水 7月	設定理由等			
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
1	一般細菌	100個/ml	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●法令に基づく水質検査と 同じ頻度で検査します。	
2	大腸菌	不検出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
3	カドミウム及びその化合物	0.003				○											○	◆過去3年のデータに 基づき年1回とする。	
4	水銀及びその化合物	0.0005				○											○		
5	セレン及びその化合物	0.01				○											○		
6	鉛及びその化合物	0.01				○											○		
7	ヒ素及びその化合物	0.01				○											○		
8	六価クロム化合物	0.05				○											○		
9	亜硝酸態窒素	0.04	○			○			○					○			○		★安全確認のため
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	○			○			○					○			○		●法令に基づく頻度
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10				○											○	◆過去3年のデータに 基づき年1回とする。	
12	フッ素及びその化合物	0.8				○											○		
13	ホウ素及びその化合物	1				○											○		
14	四塩化炭素	0.002				○											○		
15	1,4-ジオキサン	0.05				○											○		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04				○											○		
17	ジクロロメタン	0.02				○											○		
18	テトラクロロエチレン	0.01				○											○		
19	トリクロロエチレン	0.01				○											○		
20	ベンゼン	0.01				○											○		
21	塩素酸	0.6	○			○			○					○			●法令に基づく水質検査と 同じ頻度で検査します。		
22	クロロ酢酸	0.02	○			○			○					○					
23	クロロホルム	0.06	○			○			○					○					
24	ジクロロ酢酸	0.03	○			○			○					○					
25	ジブロモクロロメタン	0.1	○			○			○					○					
26	臭素酸	0.01	○			○			○					○					
27	総トリハロメタン	0.1	○			○			○					○					
28	トリクロロ酢酸	0.03	○			○			○					○					
29	ブロモジクロロメタン	0.03	○			○			○					○					
30	ブロモホルム	0.09	○			○			○					○					
31	ホルムアルデヒド	0.08	○			○			○					○					
32	亜鉛及びその化合物	1				○											◆過去3年のデータに 基づき年1回とする。		
33	アルミニウム及びその化合物	0.2				○													
34	鉄及びその化合物	0.3				○													
35	銅及びその化合物	1				○													
36	ナトリウム及びその化合物	200				○													
37	マンガン及びその化合物	0.05				○													
38	塩化物イオン	200	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300				○											◆過去3年のデータに 基づき年1回とする。		
40	蒸発残留物	500				○													
41	陰イオン界面活性剤	0.2				○											加臭を産出する藻類の発生 する時期に年3回検査します。		
42	ジェオスミン	0.00001				○													
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001				○											◆過去3年のデータに 基づき年1回とする。		
44	非イオン界面活性剤	0.02				○													
45	フェノール類	0.005				○											●法令に基づく水質検査と 同じ頻度で検査します。		
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
47	pH値	5.8-8.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味	異常でない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気	異常でない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	5度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	2度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			

※ 網掛けは水道法に基づき、水質検査を省略できない項目です。  
 ※   は年4回以上  
 ※   は月1回以上

水質検査表(2) 1日1回行う水質検査

項目 No.	1日1回行う検査項目	評価
1	色	異常なし
2	濁り	異常なし
3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/L以上

※水道におけるクリプトスピリジウム等対策指針に基づく原水検査

項目	基準	検査頻度
大腸菌(定性)	不検出	毎月
嫌気性芽胞菌	不検出	毎月
クリプトスピリジウム・ジアルジア	不検出	4月・7月・10月・1月

※指標菌のいずれかが検出した場合は、その度確認する。  
 ※7月の大腸菌(定性)検査は原水39項目検査で実施する。

平成30年度 小林地区(浄水・原水)水道水水質検査計画

水質検査表(1) 水質基準

No.4

番号	項目	基準値 (mg/L)	浄水												原水 7月	設定理由等		
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
1	一般細菌	100個/ml	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
2	大腸菌	不検出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3	カドミウム及びその化合物	0.003				○											○	
4	水銀及びその化合物	0.0005				○											○	
5	セレン及びその化合物	0.01				○											○	◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
6	鉛及びその化合物	0.01				○											○	
7	ヒ素及びその化合物	0.01				○											○	
8	六価クロム化合物	0.05				○											○	
9	亜硝酸態窒素	0.04	○			○				○					○		○	★安全確認のため
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	○			○				○					○		○	●法令に基づく頻度
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10				○											○	
12	フッ素及びその化合物	0.8				○											○	
13	ホウ素及びその化合物	1				○											○	
14	四塩化炭素	0.002				○											○	
15	1,4-ジオキサン	0.05				○											○	◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04				○											○	
17	ジクロロメタン	0.02				○											○	
18	テトラクロロエチレン	0.01				○											○	
19	トリクロロエチレン	0.01				○											○	
20	ベンゼン	0.01				○											○	
21	塩素酸	0.6	○			○				○					○			
22	クロロ酢酸	0.02	○			○				○					○			
23	クロロホルム	0.06	○			○				○					○			
24	ジクロロ酢酸	0.03	○			○				○					○			
25	ジブロモクロロメタン	0.1	○			○				○					○			
26	臭素酸	0.01	○			○				○					○			
27	総トリハロメタン	0.1	○			○				○					○			
28	トリクロロ酢酸	0.03	○			○				○					○			
29	ブロモジクロロメタン	0.03	○			○				○					○			
30	ブロモホルム	0.09	○			○				○					○			
31	ホルムアルデヒド	0.08	○			○				○					○			
32	亜鉛及びその化合物	1				○											○	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2				○											○	
34	鉄及びその化合物	0.3				○											○	◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
35	銅及びその化合物	1				○											○	
36	ナトリウム及びその化合物	200				○											○	
37	マンガン及びその化合物	0.05				○											○	
38	塩化物イオン	200	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300				○											○	◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
40	蒸発残留物	500				○											○	
41	陰イオン界面活性剤	0.2				○											○	
42	ジェオスミン	0.00001				○											○	加じ臭を産出する藻類の発生する時期に年1回検査します。
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001				○											○	◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
44	非イオン界面活性剤	0.02				○											○	
45	フェノール類	0.005				○											○	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
47	pH値	5.8-8.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
48	味	異常でない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
49	臭気	異常でない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
50	色度	5度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
51	濁度	2度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

※ 網掛けは水道法に基づき、水質検査を省略できない項目です。  
 ※   は年4回以上  
 ※   は月1回以上

水質検査表(2) 1日1回行う水質検査

項目No.	1日1回行う検査項目	評価
1	色	異常なし
2	濁り	異常なし
3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/L以上

※水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針に基づく原水検査

項目	基準	検査頻度
大腸菌(定性)	不検出	4月・7月・10月・1月
嫌気性芽胞菌	不検出	4月・7月・10月・1月
クリプトスポリジウム・ジアルジア	不検出	—

※指標菌のいずれかが検出した場合は、その度確認する。  
 ※7月の大腸菌(定性)検査は原水39項目検査で実施する。

平成30年度 塩沢地区(浄水・原水)水道水水質検査計画

水質検査表(1) 水質基準

No.5

番号	項目	基準値 (mg/L)	浄水												原水 7月	設定理由等		
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
1	一般細菌	100個/ml	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
2	大腸菌	不検出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3	カドミウム及びその化合物	0.003				○											○	◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
4	水銀及びその化合物	0.0005				○											○	
5	セレン及びその化合物	0.01				○											○	◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
6	鉛及びその化合物	0.01				○											○	
7	ヒ素及びその化合物	0.01				○											○	◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
8	六価クロム化合物	0.05				○											○	
9	亜硝酸態窒素	0.04	○			○			○					○			○	★安全確認のため
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	○			○			○					○			○	●法令に基づく頻度
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10				○											○	◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
12	フッ素及びその化合物	0.8				○											○	
13	ホウ素及びその化合物	1				○											○	
14	四塩化炭素	0.002				○											○	
15	1,4-ジオキサン	0.05				○											○	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04				○											○	
17	ジクロロメタン	0.02				○											○	
18	テトラクロロエチレン	0.01				○											○	
19	トリクロロエチレン	0.01				○											○	
20	ベンゼン	0.01				○											○	
21	塩素酸	0.6	○			○			○					○			●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。	
22	クロロ酢酸	0.02	○			○			○					○				
23	クロロホルム	0.06	○			○			○					○				
24	ジクロロ酢酸	0.03	○			○			○					○				
25	ジブロモクロロメタン	0.1	○			○			○					○				
26	臭素酸	0.01	○			○			○					○				
27	総トリハロメタン	0.1	○			○			○					○				
28	トリクロロ酢酸	0.03	○			○			○					○				
29	ブロモジクロロメタン	0.03	○			○			○					○				
30	ブロモホルム	0.09	○			○			○					○				
31	ホルムアルデヒド	0.08	○			○			○					○			◆過去3年のデータに基づき年1回とする。	
32	亜鉛及びその化合物	1				○												
33	アルミニウム及びその化合物	0.2				○												
34	鉄及びその化合物	0.3				○												
35	銅及びその化合物	1				○												
36	ナトリウム及びその化合物	200				○											○	
37	マンガン及びその化合物	0.05				○												
38	塩化物イオン	200	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300				○											○	◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
40	蒸発残留物	500				○												
41	陰イオン界面活性剤	0.2				○											○	かじ臭を産出する藻類の発生する時期に年1回検査します。
42	ジェオスミン	0.00001				○												
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001				○											○	◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
44	非イオン界面活性剤	0.02				○												
45	フェノール類	0.005				○											○	●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
47	pH値	5.8-8.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
48	味	異常でない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
49	臭気	異常でない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
50	色度	5度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
51	濁度	2度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

※ 網掛けは水道法に基づき、水質検査を省略できない項目です。

※   は年4回以上

※   は月1回以上

水質検査表(2) 1日1回行う水質検査

項目No.	1日1回行う検査項目	評価
1	色	異常なし
2	濁り	異常なし
3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/L以上

※水道におけるクリプトスピリウム等対策指針に基づく原水検査

項目	基準	検査頻度
大腸菌(定性)	不検出	毎月
嫌気性芽胞菌	不検出	毎月
クリプトスピリウム・ジアルジア	不検出	4月・7月・10月・1月

※指標菌のいずれかが検出した場合は、その度確認する。

※7月の大腸菌(定性)検査は原水39項目検査で実施する。

平成30年度 叶津地区(浄水・原水)水道水水質検査計画

No.6

番号	項目	基準値 (mg/L)	浄水												原水 7月	設定理由等		
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
1	一般細菌	100個/ml	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●法令に基づく水質検査と 同じ頻度で検査します。
2	大腸菌	不検出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
3	カドミウム及びその化合物	0.003				○										○	◆過去3年のデータに 基づき年1回とする。	
4	水銀及びその化合物	0.0005				○										○		
5	セレン及びその化合物	0.01				○										○		
6	鉛及びその化合物	0.01				○										○		
7	ヒ素及びその化合物	0.01				○										○		
8	六価クロム化合物	0.05				○										○		
9	亜硝酸態窒素	0.04	○			○			○					○		○		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	○			○			○					○		○		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10				○										○	◆過去3年のデータに 基づき年1回とする。	
12	フッ素及びその化合物	0.8				○										○		
13	ホウ素及びその化合物	1				○										○		
14	四塩化炭素	0.002				○										○		
15	1,4-ジオキサン	0.05				○										○		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04				○										○		
17	ジクロロメタン	0.02				○										○		
18	テトラクロロエチレン	0.01				○										○		
19	トリクロロエチレン	0.01				○										○		
20	ベンゼン	0.01				○										○		
21	塩素酸	0.6	○			○			○					○		●法令に基づく水質検査と 同じ頻度で検査します。		
22	クロロ酢酸	0.02	○			○			○					○				
23	クロロホルム	0.06	○			○			○					○				
24	ジクロロ酢酸	0.03	○			○			○					○				
25	ジブromokロロメタン	0.1	○			○			○					○				
26	臭素酸	0.01	○			○			○					○				
27	総トリハロメタン	0.1	○			○			○					○				
28	トリクロロ酢酸	0.03	○			○			○					○				
29	ブromोजクロロメタン	0.03	○			○			○					○				
30	ブromホルム	0.09	○			○			○					○				
31	ホルムアルデヒド	0.08	○			○			○					○				
32	亜鉛及びその化合物	1				○											◆過去3年のデータに 基づき年1回とする。	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2				○												
34	鉄及びその化合物	0.3				○												
35	銅及びその化合物	1				○												
36	ナトリウム及びその化合物	200				○												
37	マンガン及びその化合物	0.05				○												
38	塩化物イオン	200	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300				○										◆過去3年のデータに 基づき年1回とする。		
40	蒸発残留物	500				○												
41	陰イオン界面活性剤	0.2				○										かじ臭を産出する藻類の発生 する時期に年1回検査します。		
42	ジェオスミン	0.00001				○												
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001				○										◆過去3年のデータに 基づき年1回とする。		
44	非イオン界面活性剤	0.02				○												
45	フェノール類	0.005				○										●法令に基づく水質検査と 同じ頻度で検査します。		
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
47	pH値	5.8-8.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味	異常でない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気	異常でない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	5度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	2度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			

※ 網掛けは水道法に基づき、水質検査を省略できない項目です。  
 ※  は年4回以上  
 ※  は月1回以上

水質検査表(2) 1日1回行う水質検査

項目No.	1日1回行う検査項目	評価
1	色	異常なし
2	濁り	異常なし
3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/L以上

※水道におけるクリプトスピリジウム等対策指針に基づく原水検査

項目	基準	検査頻度
大腸菌(定性)	不検出	4月・7月・10月・1月
嫌気性芽胞菌	不検出	4月・7月・10月・1月
クリプトスピリジウム・ジアルジア	不検出	—

※指標菌のいずれかが検出した場合は、その度確認する。  
 ※7月の大腸菌(定性)検査は原水39項目検査で実施する。



平成30年度 寄岩地区(浄水・原水)水道水水質検査計画

No.8

水質検査表(1) 水質基準

番号	項目	基準値 (mg/L)	浄水												原水	設定理由等		
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
1	一般細菌	100個/ml	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
2	大腸菌	不検出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
3	カドミウム及びその化合物	0.003				○												◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
4	水銀及びその化合物	0.0005				○												◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
5	セレン及びその化合物	0.01				○												◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
6	鉛及びその化合物	0.01				○												◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
7	ヒ素及びその化合物	0.01				○												◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
8	六価クロム化合物	0.05				○												◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
9	亜硝酸態窒素	0.04	○							○					○			★安全確認のため
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	○				○			○					○			●法令に基づく頻度
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10					○											◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
12	フッ素及びその化合物	0.8					○											◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
13	ホウ素及びその化合物	1					○											◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
14	四塩化炭素	0.002					○											◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
15	1,4-ジオキサン	0.05					○											◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04					○											◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
17	ジクロロメタン	0.02					○											◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
18	テトラクロロエチレン	0.01					○											◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
19	トリクロロエチレン	0.01					○											◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
20	ベンゼン	0.01					○											◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
21	塩素酸	0.6	○				○			○					○			●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
22	クロロ酢酸	0.02	○				○			○					○			●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
23	クロロホルム	0.06	○				○			○					○			●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
24	ジクロロ酢酸	0.03	○				○			○					○			●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
25	ジブロモクロロメタン	0.1	○				○			○					○			●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
26	臭素酸	0.01	○				○			○					○			●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
27	総トリハロメタン	0.1	○				○			○					○			●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
28	トリクロロ酢酸	0.03	○				○			○					○			●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
29	ブロモジクロロメタン	0.03	○				○			○					○			●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
30	ブロモホルム	0.09	○				○			○					○			●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
31	ホルムアルデヒド	0.08	○				○			○					○			●法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。
32	亜鉛及びその化合物	1					○											◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
33	アルミニウム及びその化合物	0.2					○											◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
34	鉄及びその化合物	0.3					○											◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
35	銅及びその化合物	1					○											◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
36	ナトリウム及びその化合物	200					○											◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
37	マンガン及びその化合物	0.05					○											◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
38	塩化物イオン	200	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300					○											◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
40	蒸発残留物	500					○											◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
41	陰イオン界面活性剤	0.2					○											加臭を産出する藻類の発生する時期に年3回検査します。
42	ジェオスミン	0.00001					○											◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001					○											◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
44	非イオン界面活性剤	0.02					○											◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
45	フェノール類	0.005					○											◆過去3年のデータに基づき年1回とする。
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●
47	pH値	5.8-8.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●
48	味	異常でない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●
49	臭気	異常でない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●
50	色度	5度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●
51	濁度	2度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●

※ 網掛けは水道法に基づき、水質検査を省略できない項目です。

※   は年4回以上

※   は月1回以上

水質検査表(2) 1日1回行う水質検査

項目No.	1日1回行う検査項目	評価
1	色	異常なし
2	濁り	異常なし
3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/L以上

※水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針に基づく原水検査

項目	基準	検査頻度
大腸菌(定性)	不検出	4月・7月・10月・1月
嫌気性芽胞菌	不検出	4月・7月・10月・1月
クリプトスポリジウム・ジアルジア	不検出	—

※指標菌のいずれかが検出した場合は、その度確認する。

※7月の大腸菌(定性)検査は原水39項目検査で実施する。

平成30年度 不動堂地区(浄水・原水)水道水水質検査計画

水質検査表(1) 水質基準

No.9

番号	項目	基準値 (mg/L)	浄水												原水	設定理由等		
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
1	一般細菌	100個/ml	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●法令に基づく水質検査と 同じ頻度で検査します。
2	大腸菌	不検出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3	カドミウム及びその化合物	0.003				○											○	◆過去3年のデータに 基づき年1回とする。
4	水銀及びその化合物	0.0005				○											○	
5	セレン及びその化合物	0.01				○											○	
6	鉛及びその化合物	0.01				○											○	
7	ヒ素及びその化合物	0.01				○											○	
8	六価クロム化合物	0.05				○											○	
9	亜硝酸態窒素	0.04	○			○				○					○		○	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	○			○				○					○		○	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10				○											○	◆過去3年のデータに 基づき年1回とする。
12	フッ素及びその化合物	0.8				○											○	
13	ホウ素及びその化合物	1				○											○	
14	四塩化炭素	0.002				○											○	
15	1,4-ジオキサン	0.05				○											○	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04				○											○	
17	ジクロロメタン	0.02				○											○	
18	テトラクロロエチレン	0.01				○											○	
19	トリクロロエチレン	0.01				○											○	
20	ベンゼン	0.01				○											○	
21	塩素酸	0.6	○			○				○					○		●法令に基づく水質検査と 同じ頻度で検査します。	
22	クロロ酢酸	0.02	○			○				○					○			
23	クロロホルム	0.06	○			○				○					○			
24	ジクロロ酢酸	0.03	○			○				○					○			
25	ジブロモクロロメタン	0.1	○			○				○					○			
26	臭素酸	0.01	○			○				○					○			
27	総トリハロメタン	0.1	○			○				○					○			
28	トリクロロ酢酸	0.03	○			○				○					○			
29	ブロモジクロロメタン	0.03	○			○				○					○			
30	プロモホルム	0.09	○			○				○					○			
31	ホルムアルデヒド	0.08	○			○				○					○			
32	亜鉛及びその化合物	1				○												◆過去3年のデータに 基づき年1回とする。
33	アルミニウム及びその化合物	0.2				○												
34	鉄及びその化合物	0.3				○												
35	銅及びその化合物	1				○												
36	ナトリウム及びその化合物	200				○												
37	マンガン及びその化合物	0.05				○												
38	塩化物イオン	200	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300				○											◆過去3年のデータに 基づき年1回とする。	
40	蒸発残留物	500				○												
41	陰イオン界面活性剤	0.2				○											加臭を産出する藻類の発生 する時期に年3回検査します。	
42	ジェオスミン	0.00001				○												
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001				○												
44	非イオン界面活性剤	0.02				○											◆過去3年のデータに 基づき年1回とする。	
45	フェノール類	0.005				○												
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●法令に基づく水質検査と 同じ頻度で検査します。	
47	pH値	5.8-8.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
48	味	異常でない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
49	臭気	異常でない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
50	色度	5度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
51	濁度	2度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

※ 網掛けは水道法に基づき、水質検査を省略できない項目です。  
 ※   は年4回以上  
 ※   は月1回以上

水質検査表(2) 1日1回行う水質検査

項目No.	1日1回行う検査項目	評価
1	色	異常なし
2	濁り	異常なし
3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/L以上

※水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針に基づく原水検査

項目	基準	検査頻度
大腸菌(定性)	不検出	4月・7月・10月・1月
嫌気性芽胞菌	不検出	4月・7月・10月・1月
クリプトスポリジウム・ジアルジア	不検出	—

※指標菌のいずれかが検出した場合は、その度確認する。  
 ※7月の大腸菌(定性)検査は原水39項目検査で実施する。